

◆基本協定書(案)に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	条項名	質問	回答
715	3	第8条	2		有効期間	本協定の終了後も第9条(秘密保持等)の定めは第7条(基本契約の不調)同様、有効とし当事者を法的に拘束し続けるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。基本協定書(案)を修正します。
716	6	別紙1 (第5条 関係)			出資者保証書	本保証書式には事業者代表者の記名、押印の欄がありませんが、基本協定書の添付資料として取り扱うとの意でしょうか。	記名押印欄を追加します。
717	6	別紙1 (第5条 関係)	4 5		出資者保証書	本項で株式の担保権設定、譲渡並びに保有割合に対する誓約が記載されておりますが、本協定第4条で組合殿の承諾を条件にこれらが認められておりますので、本項にもその旨追記すべきかと考えます。	ご指摘の趣旨を追加します。